

平成27年度

財政援助団体等監査結果報告書

財政援助団体監査

おおいた夢色音楽祭実行委員会助成金
大分いこいの道協議会交付金

指定管理者監査

大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設
大分市情報学習センター

大分市監査委員



監 査 第 5 8 7 号
平 成 2 7 年 9 月 9 日

大 分 市 長 佐 藤 樹 一 郎 殿
大 分 市 議 会 議 長 永 松 弘 基 殿
大 分 市 教 育 長 三 浦 享 二 殿

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 浩

大 分 市 監 査 委 員 古 庄 研 二

大 分 市 監 査 委 員 安 東 房 吉

大 分 市 監 査 委 員 仲 家 孝 治

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て （ 報 告 ）

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 7 項 の 規 定 に 基 づ き 、 財 政 援 助 団 体 及 び 指 定 管 理 者 の 監 査 を 実 施 し た の で 、 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り そ の 結 果 に 関 す る 報 告 を 提 出 し ま す 。

財政援助団体等監査結果報告

1. 監査の種類 財政援助団体等監査

2. 監査の対象

(1) 財政援助団体

平成26年度に本市から補助金・交付金等の交付を受けた団体（以下「財政援助団体」という。）に係る出納その他の事務

(2) 指定管理者

本市の指定を受け平成26年度に公の施設の管理を行った法人又はその他の団体（以下「指定管理者」という。）に係る出納その他の事務

3. 監査対象期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

4. 監査の期間 平成27年5月25日から平成27年8月11日まで

5. 監査の方法

(1) 財政援助団体

平成26年度に財政援助を受けた財政援助団体のうち2団体2事業を抽出し、援助の決定は適正に行われているか、補助金等は援助の目的に沿って効果的に活用されているか及び補助金等に係る経理は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

(2) 指定管理者

平成26年度に公の施設の管理を行った指定管理者について、指定管理者の指定は適正に行われているか、施設の管理は関係法令、協定書等の定めるところにより適正に行われているか及び施設管理に係る会計経理事務は適正に行われているか等に着眼して監査を実施した。

I 財政援助団体監査

[1] おおいた夢色音楽祭実行委員会助成金

1. 実施団体 おおいた夢色音楽祭実行委員会
実行委員長 首藤 早苗

2. 所管部局・課 企画部 文化国際課

3. 事業の目的

当事業は、音楽のあふれるまちを実現し、大分の新たな魅力を全国発信する「おおいた夢色音楽プロジェクト」の象徴である音楽祭を開催することにより、音楽文化の振興と地域社会の活性化を図ることを目的としている。

4. 事業費、事業概要及び財政援助額（平成26年度分）

(1) 事業費 13,860,119円

(2) 事業概要

平成26年度 おおいた夢色音楽祭2014

- ・日時 平成26年10月18日（土）～19日（日）
- ・場所 大分市中心部の商店街、若草公園、ふないアクアパーク ほか
- ・参加者数 出演組数 275組
出演者数 1,106人
観客数 約55,000人
- ・内容 みゅーじふる・たうん（ストリートライブ）12:00～17:00
リズムんの夢色レストラン（若草公園） 11:00～20:00
夢色ミュージックコンテスト2014（若草公園）
17:30～20:00（18日（土）のみ）
ファイナルナイト・ジャム（若草公園）
17:30～19:30（19日（日）のみ）

(3) 財政援助額 9,972,906円

5. 監査の結果

(1) 団体に対する事項

ア. 支出事務が適正に行われていないもの

平成26年度に概算交付を受けた助成金の精算及び平成26年度事業の実績報告を平成27年3月31日に行い交付確定がされていたにもかかわらず、平成27年4月1日以降も平成26年度予算から支出が行われていた。

今後は、実績報告書を提出する前に事業を終了させるよう適正な年度管理をされたい。

イ. 実行委員会独自の会計規程が整備されておらず、請求書に基づかない支出や立替払いが行われているもの、見積書の徴取が行われていないものが見受けられた。

今後は、経理事務手続を明確にするため、会計の事務取扱等を見直し適切な事務処理をされるよう要望する。

(2) 所管課に対する事項

助成金の額の確定は、実績報告書の収支決算書等を適確に審査したうえで行われなければならない。

しかしながら、助成金の額の確定に際し、収支決算書の計数の確認に必要な書類の提出を求めていなかった。

今後は、収支決算書が適正に作成されているか確認するため、通帳の写し等を添付させ適確な審査に努められるよう要望する。

[2] 大分いこいの道協議会交付金

1. 実施団体 大分いこいの道協議会 会長 福島 功

2. 所管部局・課 都市計画部 駅周辺総合整備課

3. 事業の目的

当事業は、市民みんなで広場を育てていくことを基本理念として行動する大分いこいの道協議会が広場を維持・運営・管理し、その景観の保全や憩と賑わいを創出することに寄与することを目的としている。

4. 事業費、事業概要及び財政援助額（平成26年度分）

(1) 事業費 7,190,859円

(2) 事業概要

○自主事業の開催

- ・大分いこいの道誕生祭2014

開催月日：平成26年7月19日（土）～7月20日（日）

内容：芝のアート、フリーマーケット、キッズパーク等
おおいた国際文化フェスティバルと同時開催

- ・大分いこいの道オータムフェスタ2014

開催月日：平成26年11月1日（土）～11月3日（月）

内容：イルミネーション点灯式、雑貨の販売等

OITAサイクルフェス2014と同時開催

○芝刈り・美化活動

- ・美化活動実施（毎月1回）
- ・芝刈り実施（年12回）

○会議

- ・総会の開催（年1回）
- ・定例会の開催（3部会 月各1回）

(3) 財政援助額 5,500,000円

5. 監査の結果

(1) 団体に対する事項

ア. 雇用保険料の会計処理が適切でないもの

雇用保険料の支払いは被保険者分も含め交付金事業費から支出しているが、給与から差し引いた雇用保険料被保険者分は収入の処理をせず別に現金で保管しており、収入に計上されないまま決算を行っていた。

今後は、経理を明確にするためにも、雇用保険料の被保険者分については収入処理をされたい。

イ. 協議会独自の会計規程が整備されておらず、出納事務の管理を金銭出納簿で行っており、出納書類の作成がされていなかった。

今後は、経理事務手続を明確にするため、会計の事務取扱等を見直し適切な事務処理をされるよう要望する。

(2) 所管課に対する事項

特に指摘事項はなかった。

Ⅱ 指定管理者監査

[1] 大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設

1. 指定管理者 大分リバースタジアム共同企業体
代表構成員
 (株)グリーンフジタ 代表取締役 井尾 敦子
構成員
 大分市陸上競技協会 会長 河野 信治
構成員
 (株)スポーツジョイ 代表取締役 井尾 敦子

2. 所管部局・課 教育部 スポーツ・健康教育課

3. 指定管理者制度の導入目的

大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設は、市民の体育及びレクリエーション等に供するため設置されている。本施設の管理について、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と安心・安全な利用、経費の削減等を図ることを目的に、指定管理者制度を導入したものである。

4. 指定管理の概要

- (1) 指定管理期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

(2) 指定管理業務の内容

- ①管理施設の使用許可に関する業務
- ②管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③管理物件の維持管理及び修繕に関する業務
- ④管理施設の利用促進及びスポーツの振興を図る業務
- ⑤あらゆる世代の市民の健康づくり拠点に関する業務
- ⑥前5号に掲げるもののほか、大分市又は指定管理者が必要と認める業務

- (3) 指定管理料 平成26年度 60,000,000円

5. 監査の結果

(1) 指定管理者に対する事項

- ①基本協定書に従った適正な事務処理がされていないもの
 - ア. 基本協定書の規定では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができることとされている。
しかしながら、書面による事前承認を得ずに、第三者への委託業務を追加しているものや委託先を変更しているものが見受けられた。
 - イ. 基本協定書の規定では、利用料金の減免基準及び還付基準の設定及び変更は、指定管理者があらかじめ書面により市の承認を得た上で行うものとしてとされている。

しかしながら、減免基準及び還付基準について、指定管理者独自の基準を設定せずに減免及び還付していた。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

- ②今後とも施設及び設備の維持管理を適切に行うとともに、公平かつ適切なサービスの提供に努められるよう要望する。

(2) 所管課に対する事項

- ①基本協定書に基づいた管理運営状況の確認が適切に行われていないもの

ア. 基本協定書の規定では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができることされている。

しかしながら、第三者への委託業務を追加しているものや委託先を変更しているものについて、書面による事前承認をしていないものが見受けられた。

イ. 基本協定書の規定では、利用料金の減免基準及び還付基準の設定及び変更は、指定管理者があらかじめ書面により市の承認を得た上で行うものとしてされている。

しかしながら、減免基準及び還付基準について、指定管理者独自の基準が設定されておらず、減免については、市の減免基準により行うよう指導しており、還付については、口頭により承認をしていた。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

- ②指定管理者に対し、モニタリングや現地調査により、業務実施状況の確認・指導を適確に行い、施設の管理運営について適切な指導・助言等を行うよう要望する。

[2] 大分市情報学習センター

1. 指定管理者 公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所
理事長 大場 善次郎

2. 所管部局・課 教育部 社会教育課

3. 指定管理者制度の導入目的

大分市情報学習センターは、大分市民の情報学習の支援及び生涯学習の振興を図るために設置されている。本施設の管理について、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と安心・安全な利用、経費の削減等を図ることを目的に、指定管理者制度を導入したものである。

4. 指定管理の概要

(1) 指定管理期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

(2) 指定管理業務の内容

- ① 管理施設の使用許可に関する業務
- ② 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③ 管理施設及び管理設備の維持管理に関する業務
- ④ 管理施設の利用促進並びに情報学習の支援及び生涯学習の振興を図る業務
- ⑤ その他教育長等が必要と認める業務

(3) 指定管理料 平成26年度 40,000,000円

5. 監査の結果

(1) 指定管理者に対する事項

今後とも各種教室の充実、広報活動の強化等により、大分市情報学習センターの利用者数増加に向けた取り組みを引き続き展開されるよう要望する。

(2) 所管課に対する事項

① 基本協定書に基づいた管理運営状況の確認が適切に行われていないもの

基本協定書では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができることとされている。

しかしながら、本業務等の一部を第三者に委託しているものについて、業務委託先の記載をしていない平成26年次計画書をもって事前承認しており、指定管理者に業務委託先を記載した書面の提出を求めていなかった。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

② 基本協定書の規定では、指定管理者は、修繕その他管理物件の現状を変更しようとするときは、書面により大分市教育委員会の承認を得なければならないとされている。

しかしながら、緊急時等においても書面による事前承認が必要となることから、その取扱いを検討し協定書に定めるよう要望する。

- ③ 指定管理者に対し、施設の管理運営について今後も引き続き適切な指導・助言等を行うよう要望する。